



SS活動通信 7月号

年間計画		20歳未満者飲酒・喫煙防止	7月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	10月	防犯対策・特殊詐欺防止	1月	20歳未満者飲酒・喫煙防止
	5月	SS活動の再確認	8月	青少年健全育成	11月	地域安全対策	2月	防犯対策・特殊詐欺防止
		防犯対策・万引き防止	9月	防災・災害対策	12月	防犯対策・自主防犯	3月	地域安全対策

徹底しましょう!「年齢確認」 お酒・たばこは二十歳(はたち)から



行動のポイント

7月は「20歳未満喫煙防止強化月間」です

この時期は解放感から気持ちも緩みがちになり、一層の注意が必要です!

- N20
- ◆20歳未満者に「この店では買える」と思われないことが重要です。
 - ※お酒・たばこの年齢制限は成年年齢引き下げ後も20歳のまま維持されています
- ◆購入者が30歳くらいと思われるお客さままで、 必ず証明書による「年齢確認」を行いましょう。



- ◆20歳以上と確認できない場合は毅然と販売をお断りしましょう。 相手が引き下がらない場合は110番通報も辞さない対応をしましょう。
- ◆ 2 0 歳未満者に販売した者は最高 5 0 万円の罰金の対象になることがあります。

く年齢確認ができる証明書> JFA統一ガイドライン ※いずれも原本のみ(コピー・写真など不可)

運転免許証、個人番号カード(マイナンバー) ◆<u>マイナンバー通知カードは不可</u>、健康保険証、年金手帳又は年金証書、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳(身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳)、タスポカード、学生証、住民基本台帳カード(個人番号カード取得まで有効)等

- ※上記証明書のデジタル版においても、デジタル版証明書に貼付の写真で本人確認ができれば販売できます。
- ※写真なし証明書を提示された場合は、写真付きの証明書の提示を求めることができます。
- ※2003年(平成15年)生まれで誕生日を迎えた方が20歳以上です。

【SS Topics】 「S S行政訪問」について

各店舗にご協力頂きましたSSアンケートの集計結果(SSリポート等)をもとに、各チェーンのSS活動推進委員が、都道府県庁・警察本部・国税局・財務局などの行政機関に対して、コンビニエンスストア業界の取組みを報告・アピールしています。







